

産業廃棄物税導入で環境省検討会



環境省の検討会は5月25日、法定外目的税の産業廃棄物税の実態と今後のあり方について報告書案をまとめました。今後、産廃税を導入する際は、納税する事業者が税の効果を実感できるような制度づくりが望ましいと提言しています。導入または検討中の14府県市に税収の使途を聞いたところ、「廃棄物削減技術の開発などのため民間事業者に助成」が13自治体で多く、次いで、「優良処理業者の育成」が7自治体、「廃棄物減量化やリサイクル技術開発」が6自治体とのことでした。税の効果について、最初に導入した三重県では企業の廃棄物最終処分量が減少傾向になり、不法投棄増加などのデメリットは見られないようです。

また九州地方知事会（山口、沖縄を含む9県で構成）は5月19日、2005年4月から九州7県で、産業廃棄物税を共同導入することで合意しました。最終処分場に持ち込まれる産廃量に応じて課税し、焼却後の埋め立ては焼却施設への搬入段階でも課税する、2段階方式を基本としています。産廃税は産廃の排出抑制を目的に、排出業者や中間処理業者に課税するもので、使途を限定し、自治体が独自に導入するものです。

今回合意した共同案は、最終処分場に持ち込む排出業者、中間処理業者が納税者となり、処分業者が代理徴収する方式です。税入率は1トンあたり1000円程度です。ただ木屑などを焼却する場合は減量効果を高めるため焼却施設（中間処理業者）に持ち込む排出業者にも課税した上で、燃えカスを最終処分する中間処理業者に課税する2段階方式です。総額で1トンあたり1000円程度に収めるそうです。

資料:2004年5月19日付 毎日新聞
5月25日付 共同通信

機器分析箇所 竹下 尚長

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

